

通所介護サービス 重要事項説明書

2023年2月1日現在

ご利用者に対する通所介護・介護予防通所介護サービス（以下「通所介護サービス」という）の提供に関し、厚生労働省令により、あらかじめ説明し、同意をいただくことが定められています。

事業者がご利用者に説明すべき重要事項は下記のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	ウエルシア介護サービス株式会社
事業者の所在地	〒305-0061 茨城県つくば市稲荷前8番地1 布川ビル2階
法人種別及び名称	株式会社
代表者氏名	代表取締役 松沼 哲哉

2. ご利用の事業所

事業所の名称	デイサービスセンターさとのこハウス荒川本郷
事業所の所在地	〒300-1159 茨城県稲敷郡阿見町本郷三丁目3番地1
サービス管理者名	高橋 圭
電話番号	029-834-2238
ファクシミリ番号	029-834-2278
介護保険事業者番号	0873801047
指定年月日	2010年12月1日
サービスを提供する通常の実施地域	土浦市、つくば市、阿見町、牛久市

3. 職員の概要

職種	職員数	勤務形態	保有資格内容
管理者	1人	常勤 1人	
生活相談員	1人以上	常勤 1人以上	社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉主事
介護職員	2人以上	常勤 1人以上	介護福祉士・ヘルパー1～2級等
看護職員	1人以上	1日 1人以上	看護師・准看護師
機能訓練指導員	1人以上	常勤 1人以上	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師

4. 営業日及び営業時間

営業日	月～土（12月31日～1月3日を除く）
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時00分～16時00分

5. 通所介護サービスの概要

事業者が提供する通所介護サービスの内容は、次のとおりとします。

入浴サービス(特浴あり)
給食サービス
生活指導(相談・援助等)、レクリエーション
健康チェック
送迎(ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います)

6. 利用料その他費用の額

利用料

ご利用者からいただく利用者負担金は、別紙「料金表」の通りです。
なお、ご利用者負担金額は介護保険の法定利用上に基づく金額です。
法改正により変更する場合がございます。
給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。
詳しくはお問い合わせください。

利用料金のお支払い方法

お支払い方法は、①茨城県内金融機関の銀行口座からの自動引落 ②ゆうちょ銀行口座からの自動引落 ③茨城県外金融機関の銀行口座からの自動引落 ④その他 のいずれかになります。

毎月、サービス翌月初旬に請求をいたします。

①②の場合はサービス翌月20日(土日祝の場合はその翌日)に引落となります。

③の場合はサービス翌月28日(土日祝の場合はその翌日)に引落となります。

④現金などのお支払いの場合は一週間以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。

※支払い方法変更の記載がある場合

ご利用者の被保険者証に支払い方法変更の記載があった時は、介護保険適用外の料金をいただきます。サービス提供証明書を発行いたしますので、市町村の窓口で払い戻しを受けてください。

交通費

通所介護サービス提供実施地域にお住まいの方は無料です。

上記以外の地域にお住まいの方は、交通費実費が必要な場合があります。

7. キャンセル

通所介護サービスの利用を中止する際には、すみやかに下記の窓口までご連絡ください。

8. 窓口

当事業者の提供している通所介護サービスについての苦情相談などを承ります。
サービスについての疑問や内容に関する事など、お気軽にご相談ください。

管 理 者	管理者名	029-834-2238
	高橋(たかはし)	
個人情報に関する窓口	総務部 下重(しもじゅう)	029-856-8888

9. その他の公的窓口

市町村窓口	土浦市高齢福祉課	つくば市高齢福祉課	牛久市高齢福祉課
	029-826-1111 (代)	029-836-1111 (代)	0297-23-2111(代)
	阿見町高齢福祉課		
	029-888-1111 (代)		
国民健康保険団体連合会	介護保険課	029-301-1565	

10. 虐待の防止について

ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	高橋 圭
-------------	-----	------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…… 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性…… 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性…… 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12. 個人情報の利用目的

ご利用者の個人情報については、サービス担当者会議、及び円滑なサービスの提供を行うために必要な範囲内の下記の目的に利用し、その取扱については万全の体制で取り組んでいます。

【ウエルシア介護サービス株式会社での利用目的】

1. ご利用者様へ提供する介護サービス
2. 介護保険事務
3. ご利用者様に係る社内の管理運営業務のうち、以下の業務
 - (ア) サービス開始・中止の管理
 - (イ) 会計・経理
 - (ウ) 介護事故等の報告
 - (エ) 介護サービスの質の向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

1. ご利用者様に提供する介護サービス関連業務のうち、以下の業務
 - (ア) ご利用者様に介護サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、医療機関との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - (イ) その他の業務委託（IT利用の場合の納入委託業者等）
 - (ウ) ご家族様等への心身の状況説明
2. 介護保険事務のうち、以下の業務
 - (ア) 審査支払機関へのレセプトの提出
 - (イ) 審査支払機関、保険者、ご利用者を担当する居宅サービス事業所・居宅介護支援事業所からの照会への回答
3. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【その他の利用目的】

1. 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. ウエルシア介護サービス株式会社において行われる学生・研修生の実習への協力
3. 外部審査機関への情報提供

13. 緊急時の対応方法

主治医等へ連絡を行うとともに、緊急連絡先に連絡します。

14. 事故発生時の対応方法

ご利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

15. 第三者による評価の実施状況

1. あり 実施日 : 年 月 日
 評価機関名称 :
 結果の開示 : 1あり 2なし

2. なし

16. 介護サービスを終了させていただく場合について

下記の項目に該当し、改善のお願いをお聞き入れいただけない場合に契約書第10条の2②により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。

- 介護職員及び事業者の職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。（飲酒に伴う同様の行為）
- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの行為。
- 職員に対する営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動。